

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第95号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「第1条第5項, 第8項又は第9項」を「第1条第5項, 第8項, 第9項又は第10項」に, 「第2条第5項, 第8項又は第9項」を「第2条第5項, 第8項, 第9項又は第10項」に改め, 同条第2項中「第1条第5項, 第8項又は第9項」を「第1条第5項又は第11項」に, 「第2条第5項, 第8項又は第9項」を「第2条第5項又は第11項」に改める。

第29条第1項第1号中「又は京都市介護保険規則」を「, 京都市介護保険規則」に改め, 「介護保険料納付書」の右に「又は京都市後期高齢者医療に関する規則第8条に規定する後期高齢者医療保険料納付書」を加え, 同条第2項を削り, 同条第3項中「第1項」を「前項」に改め, 同項を同条第2項とし, 同条第4項を同条第3項とする。

第52条第2項第2号中「国民健康保険料及び介護保険料」を「国民健康保険の保険料(以下「国民健康保険料」という。), 介護保険の保険料及び後期高齢者医療の保険料」に改める。

第57条第12号中「老人保健法」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第7条の規定による改正前の老人保健法」に改める。

別表第1 1中第1号を削り, 第2号を第1号とし, 第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げ, 第10号を削り, 第11号を第9号とし, 第12号を第10号とし, 第13号を第11号とし, 同号の次に次の1号を加える。

(12) 南部クリーンセンター管理課長

別表第1 1中第14号を第13号とし、第15号から第43号までを1号ずつ繰り上げ、第44号を削り、第45号を第43号とし、第46号から第51号までを2号ずつ繰り上げ、第52号を第50号とし、同号の次に次の1号を加える。

(51) 建設局土木管理部調整管理課の右京区役所京北出張所の所管区域における事務を担当する担当課長

別表第1 1中第53号を削り、第54号を第52号とし、第55号を第53号とし、同号の次に次の1号を加える。

(54) 建設局土木管理部自転車政策課長

別表第1 1中第56号及び第57号を削り、第58号を第55号とし、同号の次に次の2号を加える。

(56) 建設局都市整備部市街地整備課長

(57) 建設局都市整備部整備推進課長

別表第1 1中第59号から第61号までを削り、第62号を第58号とし、第63号から第69号までを4号ずつ繰り上げ、第70号を第66号とし、同号の次に次の1号を加える。

(67) 上下水道局総務部地域事業課長

別表第1 1中第71号を削り、第72号を第68号とし、第73号を削り、第74号を第69号とし、第75号から第79号までを5号ずつ繰り上げる。

別表第4中「第26号 教育委員会事務局総務部総務課長」を「第26号 削除」に、「第47号 上下水道局総務部地域水道課長」を「第47号 上下水道局総務部地域事業課長」に、「第49号 建設局土木管理部放置車両対策課長」を「第49号 建設局土木管理部自転車政策課長」に、「第50号 建設局建設企画部建設総務課長」を「第50号 建設局土木管理部調整管理課の右京区役所京北出張所の所管区域における事務を担当する担当課長」に、「第52号 都市計画局都市企画部都市づくり推進課長」

を「第52号 削除」に、「第57号 建設局都市整備部区画整理課長」を「第57号 建設局都市整備部市街地整備課長」に、「第79号 建設局都市整備部拠点整備課長」を「第79号 建設局都市整備部整備推進課長」に、「第127号 建設局道路建設部道路建設課長」を「第127号 削除」に、「第129号 建設局水と緑環境部河川整備課長」を「第129号 削除」に、「第157号 総合企画局地球温暖化対策室の庶務を担当する担当課長」を「第157号 削除」に改める。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第28条関係）

| 口座番号 | | 加入者名 | | 口座番号 | | 加入者名 | | 口座番号 | | 加入者名 | | | | | | | | |
|--|------|------|-----|--------|------|------|------|------|----|------|-----|---|---|---|---|---|---|---|
| 返納通知書 | | | | 領収済通知書 | | | | 原符 | | | | | | | | | | |
| 様 | | | | 納 | | | | 納 | | | | | | | | | | |
| 収入方法 | 繰越種別 | 年度 | 会計 | No. | 収入出別 | 市区別 | 収入方法 | 繰越種別 | 年度 | 会計 | No. | | | | | | | |
| 款 | 項 | 目 | 大事業 | 中事業 | 小事業 | 節 | 細節 | 金額 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 下記の金額を納入してください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ただし納期 年 月 日まで | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金額 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年 月 日 京都市(区)長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記の金額を領収しました。証券による納付の場合、証券金額の支払がなかったときは、この領収書は、失効します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 京都市指定金融機関 京都市収納代理金融機関 京都市区会計管理者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (納入場所) 市役所、各区役所及び各区役所支所の指定金融機関派出席所(各区役所及び各区役所支所における指定金融機関の取扱時間外の納入場所は、区民部市民窓口課)並びに右京区役所京北出張所(金融機関名) 近畿2府4県の区域内に所在する郵便貯金銀行の営業所及び郵便局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受入日付印 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記の金額を収納したので通知します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 京都市指定金融機関 京都市収納代理金融機関 京都市区会計管理者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受入日付印 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取りまどめ局 (取りまどめ局→加入者) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日 計 受入日付印 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 口数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金額 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 (受付局保存) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

備考1 特別の理由があるときは、会計管理者の承認を得て、適宜変更を加えることができる。

2 大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第8号様式9備考1ただし書を削り、同様式9備考2を同備考4とし、同備考1の次に次のように加える。

- 2 付属施設として店舗を有する市営住宅及び仮設共同住宅以外の市営住宅の家賃については、収納科目の欄のうち、現 仮設・店舗の欄を設けないものとする。
- 3 敷金については、住宅番号の欄のうち世帯番号の欄及びCの欄、収納科目の

欄並びに該当年月の欄を設けないものとする。

第8号様式12備考1中「介護保険料」を「介護保険の保険料」に改める。

第8号様式に次のように加える。

14

| | | | | |
|------------|----|-----|----|-----|
| 年度 原 符 | | 納 | | |
| 後期高齢者医療保険料 | | | | |
| | | | | |
| 内 訳 | 期月 | 金 額 | 期月 | 金 額 |
| | | 円 | | 円 |
| | | 円 | | 円 |
| | | 円 | | 円 |
| | | 円 | | 円 |
| | | 円 | | 円 |

| | | | | | | | | |
|----------|----------|----------|---|----------|--------|--------|--------|--------|
| 被保険者番号 | | | | 徴収番号 | | | | |
| 測定 年度 | 年度 相当 | 賦課 管理 | | 現・繰 | | | | |
| 期 | ~ | 月 | | | | | | |
| 保険料 | | | | 収入 区分 | 完 納 | 分 完 | 分 納 | 一 括 |
| 延滞金 | | | | 符号 | | | | |
| 合計 | | | | | | | | No. |
| 収入日 | 年 | 月 | 日 | | | | | |

取扱者 区分任出納員 ㊟

| | | | |
|---|--|---|--|
| 年度 領収書 | | 様 | |
| 後期高齢者医療保険料 | | | |
| | | | |
| <p>*区出納員及び区分任出納員の印がないものは、無効とします。</p> <p>*証券による納付の場合、証券金額の支払がなかったときは、この領収書は、失効します。</p> | | | |
| 取扱者 区分任出納員 ㊟ | | | |

| | | | | | | | | |
|---------------|----------|----------|--|---|--------|--------|--------|--------|
| 被保険者番号 | | | | 徴収番号 | | | | |
| 測定 年度 | 年度 相当 | 賦課 管理 | | 現・繰 | | | | |
| 期 | ~ | 月 | | | | | | |
| 保険料 | | | | 収入 区分 | 完 納 | 分 完 | 分 納 | 一 括 |
| 延滞金 | | | | 符号 | | | | |
| 合計 | | | | | | | | No. |
| 年 月 日 | | | | 上記の金額を領収しました。 | | | | |
| 京都市区出納員 職名 | | | | 氏名 ㊟ | | | | |

備考1 この様式は、後期高齢者医療の保険料の収納に用いる。
2 2部複写とする。

第13号様式2備考以外の部分中

| | |
|---------|---|
| 収 納 科 目 | |
| 現 | 過 |

を

「

| 収 納 科 目 | | |
|---------|------------|---|
| 現 | 現 仮設・店舗 | 過 |

に改め、同様式備考1を次のように改める。

」

- 1 この様式は、市営住宅の家賃及び店舗の使用料並びに仮設共同住宅の貸付料の
収納に用いる。ただし、付属施設として店舗を有する市営住宅及び仮設共同住宅
以外の市営住宅の家賃については、収納科目の欄のうち現 仮設・店舗の欄を設
けないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用するこ
とができる。

(会計室)